

低圧ホースに係る年表

西暦(年号)		低 圧 ホ ー ス 関 連 事 項	背 景
1955 年 (S. 30)	11月		全国プロパンガス協会(全協)創立。
1961 年 (S. 36)	6月		日本LPガス調整器工業会設立。 初代会長、伊藤誠治氏(伊藤工機㈱)。
1963 年 (S. 38)	4月		圧力調整器の自主検査開始(全協)。
1964 年 (S. 39)	1月	日本ホース金具工業会(以下、ホース金具工業会)設立。	初代会長、田中勝一氏(㈱勝工舎)。
	3月		全協解散。全国LPガス協会連合会(全協連)設立。 圧力調整器の自主検査引き継ぐ。
	7月	ホース金具工業会、「LPガス用高圧ホースアセンブリ」のJIS原案作成に着手。	
	11月		全国LPガスコック工業会(以下、コック工業会)設立。 初代会長、佐藤 英一氏(富士産業㈱)。
		Oリングの耐LPガス性浸漬試験を行う。	ホース金具工業会、ゴム製品検査協会(現、(財)化学物質評価研究機構)に依頼。
		ホース金具工業会、高圧ホースの自主基準(全協連認定)作成。	
1965 年 (S. 40)	10月	ホース金具工業会、高圧ホースの自主検査開始。	検査項目は耐圧、気密、寸法、外観、表示、弁作動、破壊の7項目。
1966 年 (S. 41)	6月		コック工業会、閉止弁(ガス栓)の自主検査開始。
		ホース金具工業会、高圧ホースの自主基準一部改正。	アルミ合金材を追加。
1967年 (S. 42)	5月	「JIS K 6347 LPガス用ゴムホース」制定、公布。	日本ゴムホース工業会が原案作成。
	8月		群馬県前橋市「ホテル前橋」でガス漏れ事故発生。 火傷1名。
	12月	「液化石油ガス法(LPガス法)」公布。翌年3月1日施行。	
		ホース金具工業会、高圧ホースの自主基準一部改正。	事故対策として、引っ張り強さを加える。
1968年 (S. 43)	3月	(財)日本LPガス機器検査協会 設立認可。	理事長、岩谷直治氏(岩谷産業㈱)。
	3月	「器具省令」公布、施行。	
	8月	政令第267号(8月12日付)により、高圧ホースが第1種器具に指定。	単段式圧力調整器(30kg/h以下)は同年2月7日、閉止弁(ガス栓)は1975(S.50)年3月11日に第1種器具に指定。

西暦(年号)		低 圧 ホ ー ス 関 連 事 項	背 景
1969年 (S. 44)	4月		単段式圧力調整器(30kg/h以下)の国家検定開始。同年5月から8月までに計8社国家検定に合格。
	9月	高圧ホースの国家検定開始。	メーカ8社、同年10月21日、国家検定品(27機種)の生産開始。
	9月		全協連解散。日本LPガス連合会(日連)設立決定。
1970年 (S. 45)	1月	第1回経年変化調査開始。	同年6月終了。収集試料789本。報告書作成。
	8月	日本LPガス機器工業会(以下、工業会)設立。	会長、丸茂 桂氏(株桂精機製作所)。ホース金具工業会LPG部門を吸収。
	9月	「JIS B 8261 LPガス用高圧ホースアセンブリ」制定、公布。	一般消費用、自動車用、プラント用の3品目。
1972 年 (S. 47)	6月		工業会、会長交代。前口庄衛氏(富士工器(株))就任。
1973 年 (S. 48)	7月	第2回経年変化調査開始。	同年12月終了。収集試料600本。翌年4月末日、報告書作成。
1975 年 (S. 50)	7月		閉止弁(ガス栓)国家検定合格品の生産開始。
	11月	低圧ホース自主検査開始。	同年12月より翌年2月までに計6社、検査に合格。
1976 年 (S. 51)	4月	供給機器の保証規程を制定。	国家検定対象品3品目(高圧ホース含む)、自主検査対象品4品目の計7品目。
	6月	器具省令改正。	高圧ホース・調整器の耐低温性試験(-25℃)等を追加規定。翌月1日施行、経過措置3ヶ月。
	6月		工業会、総会で調整器等の共済制度の確立について承認。
	11月	低温試験合格品の生産開始。	
	12月	「JIS B 8261 LPガス用高圧ホースアセンブリ」改正。	SI単位化。
1977 年 (S. 52)	6月		通産省、立地公害局(現、原子力安全保安院)保安課に「液化石油ガス保安対策室」を設立。
1978 年 (S. 53)	6月		工業会、「器具等の欠陥回収基金制度に関する規程」を承認。この制度は1986年3月まで継続。
	7月	改正LPガス法公布。	周知義務の新設、設備士制度の導入、第2種器具制度の導入など。
1979 年 (S. 54)	3月	低圧ホース、第2種器具に政令指定。	対震自動ガス遮断器、ガス漏れ警報器も同時に指定。
	3月	繊維ブレードホースの生産中止。	
1980 年 (S. 55)	1月	「JIS B 8261 液化石油ガス用ゴムホースアセンブリ」改正、公布。	低圧ホース追加。

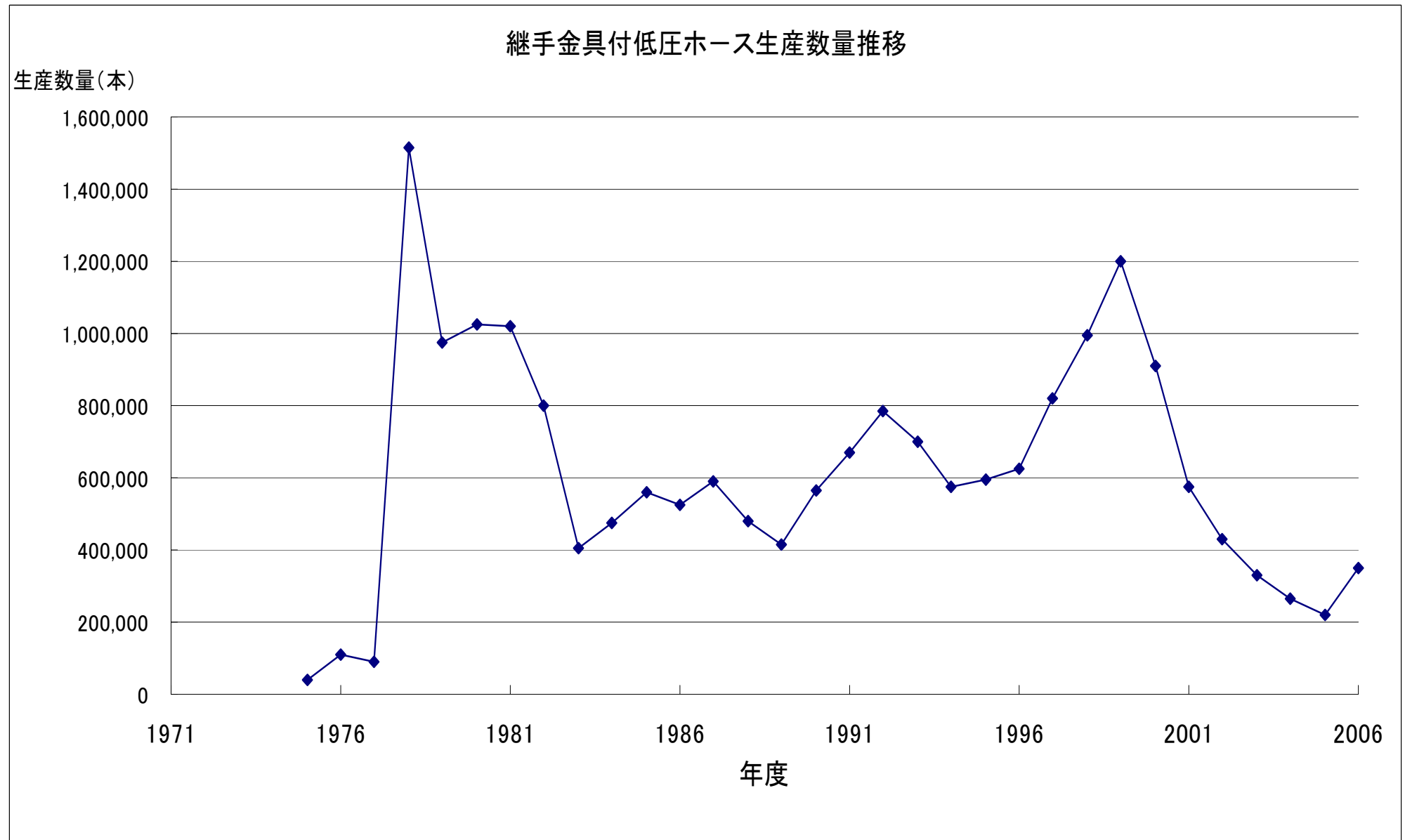
西暦(年号)		低 圧 ホ ー ス 関 連 事 項	背 景
1980 年 (S. 55)	3月	工業会、社団法人となる。((「(社)日本エルピーガス供給機器工業会」)	会長、前口庄衛氏(富士工器㈱)。
	8月		静岡駅前地下街で都市ガス爆発事故発生。死者15人。
1981 年 (S. 56)	8月		設備士資格制度スタート。
1982 年 (S. 57)	5月	JLIA-C-1 制定。 「継手金具付高圧ホース維持管理基準」	
	5月	JLIA-C-2 制定。 「継手金具付低圧ホース維持管理基準」	
	10月	JLIA-C-3 制定。 「両端迅速継手付ゴム管維持管理基準」	
1983 年 (S. 58)	4月		工業会、日連に対し「繊維ブレードホースの交換」を要望。
	11月	通産省、日連に対し、「劣化高圧ホースの取替促進運動の実施について」通達。	
	11月		静岡県掛川市“つま恋事故”発生。死者14人。原因はガス栓の締め忘れ。
		継手金具、耐食性のあるステンレス製に変更。	
1984 年 (S. 59)	1月		工業会、日連に対し「コックのヒューズ化」を提案。
	9月		業務用LPガス設備改善事業開始。 (～1986年8月31日まで)
	9月		日本計量器工業会、LPガスメータ性能向上対策委員会設置。検定有効期間(検満)10年を検討。
1985 年 (S. 60)	7月		LPガス消費者保安対策研究会、報告公表。
1986 年 (S. 61)	5月		LPガス安全器具普及懇談会、通産省に事故を10年で 1/10に減らす答申報告。
1987 年 (S. 62)	9月		メーカー6社、マイコンⅡ生産開始。
	9月		日連、第一回安全器具普及状況調査実施。全国普及率は0.5%。
1988 年 (S. 63)	3月		工業会、会長交代。矢崎裕彦氏(矢崎総業㈱)就任。
	4月		工業会など3団体「安全器具普及促進連絡協議会」発足。同年10月、4団体に。 代表幹事、鈴木敏弘氏(矢崎総業㈱)。
	12月	JLIA-C-1 改正。 「継手金具付高圧ホース維持管理基準」	

西暦(年号)		低 圧 ホ ー ス 関 連 事 項	背 景
1988 年 (S. 63)	12月	JLIA-C-2 改正。 「継手金具付低圧ホース及び燃焼器接続用 継手付ホース」	
	12月	JLIA-C-3 改正。 「両端迅速継手付ゴム管維持管理基準」	
1989 年 (H. 1)	5月	通産省、高圧・低圧ホース交換ガイドライン (共に5年交換)発表。	本省所管販売事業者指導指針。
	5月		配管用フレキ管自主検査開始。メーカー7社、6月生 産開始。
1990 年 (H. 2)	5月		メーカー6社、マイコンB, C, L生産開始。
1991 年 (H. 3)	4月		ガス業界17団体で、「LPガス最適利用システム研 究委員会(通称、BS委員会)」発足。工業会、事務 局に。
	7月	高圧ホースに交換期限下げ札 (5年交換) を取付けて出荷開始。	圧力調整器は7年、低圧ホースは5年。
1992 年 (H. 4)	3月	通産省、ハイグレード(N型)高圧ホース交換 ガイドライン(7年交換)発表。	本省所管販売事業者指導指針。
	5月	ハイグレード(N型)高圧ホース生産開始。	
	5月	高圧ホースの交換期限下げ札の交換年数 を7年に延長。	圧力調整器はそのまま。低圧ホースは翌年4月よ り、7年に延長。
	7月		JIS S 2120(ガス栓)改正。閉止弁(コック)の名称 をガス栓に統一。
1993 年 (H. 5)	3月	通産省、N型低圧ホース交換ガイドライン (7年交換)発表。	本省所管販売事業者指導指針。
	4月	N型低圧ホース生産開始。	
	4月	器具省令の改正により、高圧ホースの第1 検定合格有効期間延長。	それまでの、製造本数10万本、合格証発行の日 から6ヶ月以内が、120万本、1年に延長。
	5月		山梨県のリゾートマンションでCO中毒事故発生。 大型湯沸器の排気筒不備が原因。死者7人。
1994 年 (H. 6)	4月		メーカー6社、マイコンSを生産開始。
1995 年 (H. 7)	1月		阪神淡路大震災発生。死者5,000人余。M7.2。
	6月		製造物責任法(PL法)成立。翌年、7月1日施行。
	9月	工業会、「高性能供給機器技術基準」規定。	9月21日、理事会が承認。
	10月	高性能供給機器(10年対応)、自主検査開 始。	高圧ホース、低圧ホース、圧力調整器(10kg/h以 下)の3品目。

西暦(年号)		低 圧 ホ ー ス 関 連 事 項	背 景
1996 年 (H. 8)	3月	LPガス法、全面改正。	認定販売事業者制度、販売事業者の登録制、バルク供給、認定保安機関制度など。
	5月	改正「器具省令」公布、施行。高圧ホース、単段式圧力調整器が第1種器具から第2種器具に移行。	自動切替式圧力調整器、二段減圧式圧力調整器(共に30kg/h以下)も第2種器具に追加指定。
1997 年 (H. 9)	3月	告示121号により、保安確保機器(Ⅰ類、Ⅱ類)に指定。	3月13日公布。翌月4月1日施行。
	5月	ガス放出防止型高圧ホース生産開始。	
	7月	通産省、S型高圧・低圧ホース交換ガイドライン(10年交換)発表。	本省所管販売事業者指導方針。
	7月	第1種・2種器具を含む政令指定品目の所管が移行。	通産組織法により、環境立地局(現:原子力安全保安院)保安課から産業政策局製品安全課へ。
1998 年 (H. 10)	8月		JLIA-B-3 大型圧力調整器 製造基準改訂。
1999 年 (H. 11)	3月	JLIA-C-1 改正 「高圧ホース」	
	6月	工業会 創立30周年記念式典開催。	
2000 年 (H. 12)	10月	改正「器具省令」施行。	ガス栓が第1種器具から特定液化石油ガス器具へ、調整器・高圧ホース・低圧ホース・対震自動ガス遮断器が第2種器具から液化石油ガス器具等に変更。
2001 年 (H. 13)	1月		省庁再編で「通商産業省」は「経済産業省」に変更。
	6月		JLIA-A-3 「LPガス供給機器環境アセスメントガイドライン」制定。
2002 年 (H. 14)	1月	交換期限表示下げ札をシールに変更。	
	8月	チェック弁なし連結用高圧ホース生産中止。	
2003 年 (H. 15)	7月		調整器、ガスメータに係る期限管理実態調査開始。
	8月	連結用ホースを液封防止型高圧ホースへ全面切替。	
2004 年 (H. 16)	4月		全国一斉保安高度化運動 開始。
	7月		末端ガス栓交換期限表示シール貼付開始。
	12月	液石法施行令一部改正。 高圧ホースにカップリング付を追加。	政令はH17年4月1日から施行。
2005 年 (H. 17)	1月	液石法器具省令一部改正。 省令改正により、カップリング付高圧ホース及びカップリング付調整器の技術基準が定められた。	質量販売の内容積の範囲を、カップリング付容器弁を付けた充てん容器を使用していること等要件を満たした場合に限り、25ℓまで拡大。
	4月	カップリング式高圧ホース、調整器に関する改正器具省令施行。	

継手金具付低圧ホース・年度別生産数量の推移

年度		生産数量
1975	S 5 0	39, 442
1976	S 5 1	109, 378
1977	S 5 2	91, 313
1978	S 5 3	1, 514, 499
1979	S 5 4	976, 176
1980	S 5 5	1, 023, 581
1981	S 5 6	1, 022, 278
1982	S 5 7	801, 105
1983	S 5 8	406, 773
1984	S 5 9	473, 661
1985	S 6 0	559, 921
1986	S 6 1	526, 048
1987	S 6 2	588, 013
1988	S 6 3	478, 815
1989	H 1	415, 975
1990	H 2	565, 717
1991	H 3	669, 853
1992	H 4	784, 370
1993	H 5	701, 623
1994	H 6	576, 485
1995	H 7	594, 955
1996	H 8	625, 957
1997	H 9	821, 655
1998	H 1 0	994, 054
1999	H 1 1	1, 201, 544
2000	H 1 2	907, 906
2001	H 1 3	576, 698
2002	H 1 4	428, 591
2003	H 1 5	330, 877
2004	H 1 6	265, 904
2005	H 1 7	221, 403
2006	H 1 8	350, 295



低圧ホース製造メーカー一覧表

会 社 名	〒	所 在 地	電 話 番 号
伊 藤 工 機 (株)	579-8035	大阪府東大阪市箱殿町 10-4	072-981-3781
大阪高压ホース(株)	574-0056	大阪府大東市新田中町 7-26	072-871-5054
(株)桂精機製作所	221-0052	神奈川県横浜市神奈川区栄町 1-1 アーバンスクエア横浜 8F	045-461-2334
(株)十 川 ゴ ム	550-0015	大阪府大阪市西区南堀江 4-2-5	06-6538-1261
(株)日 豊	184-0012	東京都小金井市中町 3-25-11	042-385-1591
富 士 工 器 (株)	460-0007	愛知県名古屋市中区新栄 2-9-11	052-261-3251
(株)ブリヂストン	103-0028	東京都中央区八重洲 1-6-6 八重洲センタービル ホース販売促進部	03-5202-6705
(株)穂高製作所	399-8303	長野県安曇野市穂高 2658	0263-82-2460
矢 崎 総 業 (株)	431-3312	静岡県浜松市天竜区二俣町南鹿島 23	053-925-4511
横 浜 ゴ ム (株)	319-0198	茨城県小美玉市羽鳥西 1	0299-46-1114

供給設備及び消費設備に対する法規制概要

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規)

1. 特定液化石油ガス設備工事事業の届出

法 第 38 条の十 (特定液化石油ガス設備工事事業の届出)

規則 第 111 条 (特定液化石油ガス設備工事)

規則 第 112 条 (事業開始の届出) (様式第 56)

規則 第 113 条 (届出事項)

規則 第 114 条 (変更の届出) ※事業所ごとの届出

2. 液化石油ガス設備工事の届出

法 第 38 条の三 (液化石油ガス設備工事の届出)

規則 第 86 条 (施設又は建物の指定)

規則 第 87 条 (液化石油ガス設備工事)

規則 第 88 条 (工事の届出)

施行令 第 11 条 (関係行政機関への通報)

3. 供給設備

イ 特定供給設備

法 第 16 条 (基準適合義務)

法 第 36 条 (貯蔵施設等の設置の許可)

規則 第 21 条 (特定供給設備)

容器である場合は、3,000kg 以上

民生用バルク貯槽の場合は、1,000kg 以上

規則 第 51 条 (貯蔵施設等の設置の許可)

ロ 供給設備

規則 第 87 条 (液化石油ガス設備工事)

貯蔵量が 500kg を超える場合は、行政へ届出

消防法 第 9 条の二 (消防署への届出)

300kg 以上貯蔵設備を設置した場合、消防署届出

4. 消費設備

法 第 35 条の五 (基準適合命令)

規則 第 44 条 (消費設備の技術上の基準)

5. 適切な材料及び使用制限、腐食及び損傷を防止措置

法 第 16 条の二 (基準適合義務等)

規則 第 18 条 (供給設備の技術上の基準)

規則 第 21 条 (特定供給設備)

規則 第 44 条 (消費設備の技術上の基準)

規則 第 54 条 (バルク供給に係る特定供給設備の技術上基準)

例示基準 第 28 節

供給管等の適切な材料及び使用制限、腐食及び損傷を防止措置